

2. 入学時納付金・その他諸経費等

(1) 入学時納付金

※毎月の授業料は4月末より口座振替にて引落しが始まります。(例:5月分⇒5月末、6月分⇒6月末)
 ※2026年3月31日までに入学辞退の申し出があった場合には、②の施設設備費の返還に応じます。

項目	金額	納付期日
① 静進情報 入学金	100,000 円	合格者説明会の前日まで ※合格者説明会の日程は1P(5)でご確認下さい。
② 静進情報 施設設備費 ※1	200,000 円	
③ 連携先高等学校 科学技術学園高等学校 入学金等	10,000 円	

※1 施設設備費は以下のように延納を希望できます。

【年度分納】入学時(100,000円)・2年時(50,000円)・3年時(50,000円)

【毎月分納】毎月の授業料と一緒に引落(6,000円×33ヵ月+2,000円×1ヵ月)

あくまで延納措置であり、納入を免除するものではありません。在学中には全額納入となります。また、中途退学をした場合等には残金をお支払い頂くことになるものですので予めご了承下さい。

(2) その他の納付金

項目	金額	納付期日
④ 学年費・教材費(1年間分)	13,000 円	2026年3月27日(金)まで
⑤ 生徒会費(1年間分)	3,000 円	
⑥ 保護者会費(1年間分)	2,000 円	
⑦ 日本スポーツ振興センター保険料(1年間分)	1,720 円	
⑧ 自転車保険(3年間分) 希望者のみ	6,970 円	

※上記④⑤⑥⑦については、毎年度当初に発生する納付金となります。⑦⑧の保険料については金額変動が出る場合があります。

(3) 諸経費

項目	金額	納付期日
⑨ 教科書教材費(1年生用)	約 12,000 円	書店の指定する日
⑩ 標準服の購入費用 希望者のみ	約 90,000 円	制服業者の指定する日

※上記⑨については、毎年度当初に発生する経費となります。(2年次:約6,000円、3年次:約3,000円)

入学時納付金総額 早見表 (②施設設備費の支払い方法によって3パターンあります)

	パターン A	パターン B	パターン C
入学時納付金等総額 (⑧自転車保険・⑩制服代は含まず)	②を一括納入	②を延納(年度分納)	②を延納(月分納)
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑨=	341,720 円	241,720 円	147,720 円

※合格が決まり、2026年3月27日(金)までに納入が必要となる納付金の総額となります。

(4) その他にかかる費用

項目	金額	納付期日
⑪ 資格検定の受験料 希望者のみ	約 1,500～3,500 円	受験希望者はその都度集金があります。 ※資格や級によって受験料は異なります。
⑫ 修学旅行の参加費 希望者のみ	80,000 円前後	参加される場合、3年生の5月中旬ごろに集金があります。 ※旅行費の積み立てはしていませんのでご了承下さい。

3. 授業料〔実納付金〕早見表

下の各表には、入学時納付金等（※詳細は2p(1)(2)(3)(4)）は含まれておりません。

月額表示

世帯別にみる各種支援と月額授業料

参考世帯年収 (基準の詳細は県 HP を参照)		静進情報の 月額授業料	支援・減免の対象となる部分				減免の対象とならない部分		月額授業料 (実納付金)	
			国の就学支援金	県の授業料減免	〔月額〕 差引授業料	連携先高等学校 の月額授業料				
A	270 万円未満	50,000 円	－ 33,000 円	－ 9,750 円	= 7,250 円	＋ 8,500 円	=	15,750 円	A	
B	270 万円以上 ～ 350 万円未満	50,000 円	－ 33,000 円	－ 4,800 円	= 12,200 円	＋ 8,500 円	=	20,700 円	B	
C	350 万円以上 ～ 700 万円未満	50,000 円	－ 33,000 円		= 17,000 円	＋ 8,500 円	=	25,500 円	C	
D	700 万円以上 ～ 850 万円未満	50,000 円	－ 9,900 円	－ 6,600 円	= 33,500 円	＋ 8,500 円	=	42,000 円	D	
E	850 万円以上	50,000 円	－ 9,900 円		= 40,100 円	＋ 8,500 円	=	48,600 円	E	

※2025年5月31日現在の支援状況です。

年額表示

世帯別にみる各種支援と年額授業料

〔実納付金〕

	A-1	A-2	A-3	B	C	D	E
〔県〕 奨学給付金 (授業料に充てた場合)	37,000円	46,400円	136,400円	248,400円	306,000円	504,000円	583,200円
〔県〕 授業料減免	152,000円	142,600円	52,600円				
〔国〕 就学支援金		117,000円		57,600円			
						79,200円	
	396,000円			396,000円	396,000円	118,800円	118,800円
	A	B	C	D	E		

参考世帯年収（注）

【判定基準】

市町村民税の課税標準額
×6%－市町村民税の調
整控除の額

※政令指定都市（静岡市）に
市民税を納税している場合
は「調整控除の額」に3/4
を乗じた額となります。

270万円未満程度 (非課税世帯)			270万円以上～ 350万円未満程度	350万円以上～ 700万円未満程度	700万円以上～ 850万円未満程度	850万円以上～
0円～100円未満			100円～	48,300円～	203,100円～	275,100円～
5p(3)－ア)に 該当する世帯	5p(3)－イ)に 該当する世帯	5p(3)－ア)に 該当する世帯	48,300円未満	203,100円未満	275,100円未満	

（注）モデル世帯は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の子どもがいる4人世帯を想定。家族構成により変動しますので、あくまでも参考として下さい。【判定基準】にあるように納税額により県が判定を行うものです。収入とは「親権者の合算」で計算されます。

4. 授業料支援・学費減免等の制度について

※ 2025 年 5 月 31 日現在の支援状況です。

公的な支援制度

(1) 高等学校等就学支援金制度について〔国の制度〕

高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるための支援金を支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。世帯年収 910 万円未満程度の世帯を対象に支給され、世帯収入による加算額は下記の表に示す通りです（設置者代理受領）。

[世帯別にみる支援額一覧表]

参考世帯年収 (両親・高校生・中学生の 4 人家族で共働きではない家庭をモデルとした場合の目安です。)	判定基準 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（※ただし政令市に納税している場合、この式の調整控除の額に 3/4 を乗じた額を減額する。）	就学支援金支給額	
		[月額]	[年額]
590 万未満程度	0 円（非課税）以上 154,500 円未満	33,000 円	396,000 円
590 万以上程度	154,500 円以上	9,900 円	118,800 円

(2) 私立学校授業料減免助成制度について〔静岡県の制度〕

私立の高等学校等に通う生徒等の授業料の負担を軽減するため、国の就学支援金とともに、県の「授業料減免事業費補助金」による下記の助成が行われます。

[世帯別にみる補助額一覧表]

参考世帯年収 (両親・高校生・中学生の 4 人家族で共働きではない家庭をモデルとした場合の目安です。)	判定基準	授業料補助額	
		[月額]	[年額]
270 万未満程度	保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」により算定。 ※保護者とは原則「親権者」となります。 ※具体的な判定基準については県が判定しますので学校にお問い合わせを頂いてもお答えできません。県の HP 等にてご確認ください。	9,750 円	117,000 円
270～350 万未満程度		4,800 円	57,600 円
350～590 万未満程度		0 円	0 円
590～700 万未満程度		23,100 円	277,200 円
700～850 万未満程度		6,600 円	79,200 円
850 万以上程度		0 円	0 円

（３）静岡県私立高等学校等奨学給付金制度について

国が行う高等学校等就学支援金制度とは異なり、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の所得以下の世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費が支援される制度です。

対象となる世帯の区分 (静岡県内に在住していること)		高等学校等の種類及び課程等
		私立の通信制以外
1.生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定により生業扶助（生活保護）が決定している世帯		ア) 52,600 円 (年額)
生業扶助（生活保護）が決定されていない世帯	2.保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯（1.3.を除く）	イ) 142,600 円 (年額)
	3. 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で 2 人目以降の高等学校等に通う高校生等および当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯（1.2.を除く）	ウ) 152,000 円 (年額)

金額は 2025 年度予定のものです。

本校による支援制度

（４）兄弟姉妹減免制度について

入学の時点において、学校法人駿河学院の設置する学校（駿河学院・藤枝学院・清水学院・静進情報）に兄弟姉妹が在籍もしくは卒業している場合、また保護者が卒業生の場合は、施設設備費の一部が免除されます。

条 件	減 免 額
1. 兄弟姉妹が学校に在籍している場合（10 万円免除）	施設設備費 200,000 円 ⇒ 100,000 円
2. 兄弟姉妹または保護者が卒業生の場合（5 万円免除）	施設設備費 200,000 円 ⇒ 150,000 円